

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内でも携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

## 施策の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付する。

**ア 事業主体：**一般社団法人等

**イ 対象地域：**鉄道トンネル、道路トンネル、医療施設

**ウ 補助対象：**移動通信用中継施設（铁塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）

**エ 負担割合：**【鉄道トンネル※1】

【道路トンネル】

## ○所要経費（一般会計）

令和4年度予算 2,073百万円  
令和3年度予算 2,359百万円

## 【医療施設※2】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

※1 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

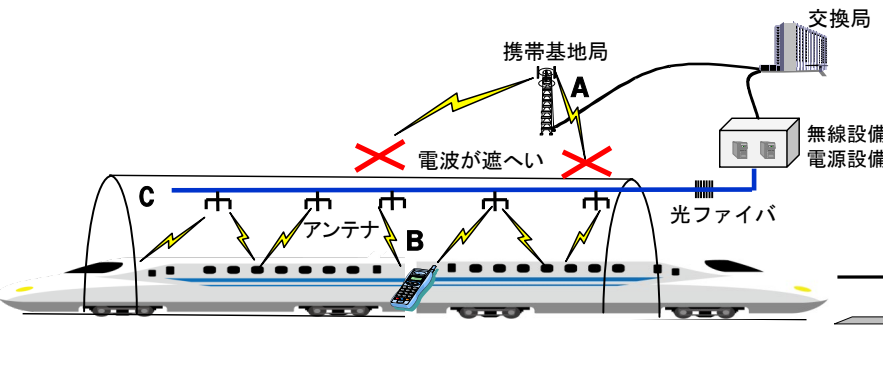
国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

国 1/3	医療機関 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	-------------	----------------

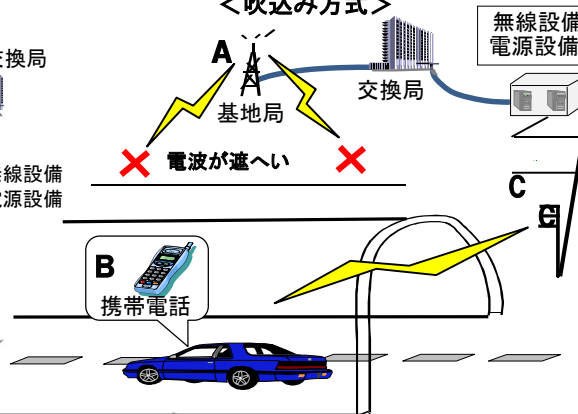
※2 医療機関の経営状況や設置主体によっては国以外の負担割合はこの限りではない。

## オ イメージ図：

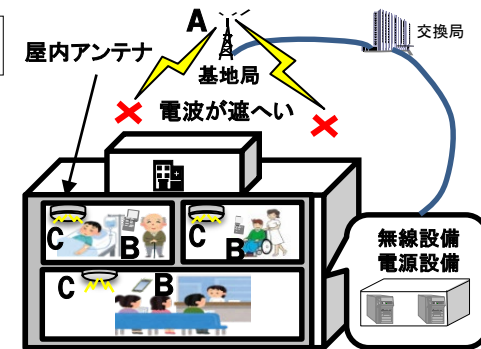
### 【鉄道トンネル】 ＜光基地局方式＞



### 【道路トンネル】 ＜吹込み方式＞



### 【医療施設】



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内での通信を可能とする。